

民事司法を利用しやすくする懇談会

第8回懇談会 議事録

1. 日 時：2023年1月18日（火）午後4時から午後6時
2. 場 所：弁護士会館 16階来賓室（Zoomを利用したハイブリッド開催）
3. 出席者：（委員）

阿部泰隆、有田芳子（Zoom）、板谷伸彦、伊藤 眞（Zoom）、浦郷由季、大久保規子（Zoom）、小野寺友宏、片山善博（議長）、菊地裕太郎、小島和明（代理）、斎藤義房、渋谷高弘、高橋宏志（Zoom）、多川一成、棚村政行（Zoom）、富田珠代（Zoom）、中川丈久、中本和洋、ダニエル・h・フット、安井信久（Zoom）、安岡崇志（議長代行）、山本和彦（Zoom）
（オブザーバー）
日本司法支援センター（法テラス）

<敬称略・五十音順>

4. 議 事：以下のとおり。

開会前の事務連絡として、片山議長から、懇談会事務局長を小林元治から同事務局長代行の鈴木善和に交代すること、あわせて事務局長代行には大坪和敏が交代することがそれぞれ報告された。また、鈴木事務局長からオブザーバーとして日本司法支援センター（法テラス）が傍聴していることもあわせて報告された。

また、会議冒頭において、日本弁護士連合会会長の小林元治より以下のとおりあいさつがなされた。

○小林日弁連会長 懇談会発足当時、事務局長として裏方を務めていた。この懇談会は、民事司法を国民の権利擁護のための制度としていくために、国あるいは官の立場ではなくユーザーのためのものであるという見地で議論するという経緯から発足したものである。今回も資料としているが、2013年の最終報告書は各界から高い評価をいただいた。この報告書の内容も踏まえて最高裁に打診をしたところ、民事司法に関する1年近くの協議に結実し、その中で労働審判に対応する支部の増設や、裁判官の非常勤支部への填補回数の増加や支部長の配置など一定の成果を得ることができた。最終報告書では民事・商事・行政など様々な分野で素晴らしい提言を行っている。これを実現していくことが重要である。日弁連執行部としては、最終報告書中の「基盤整備・費用アクセス部会」提言の実現

がまだ不十分であるため、民事法律扶助制度の改革と民事・家事・商事部会で提言いただいた損害賠償の改革に着手したいと考えており、提案の実現に向けて民事司法懇の皆様には引き続き御尽力いただければ幸いです。

1 開会

1) 委員の交代について

片山議長から、以下のとおり説明があり、いずれも承認された。

(委員の交代・新任)

日本商工会議所の荒井恒一から同商工会議所産業政策第一部長の山内清行への交代（※本日は小島和明（同・産業政策第一副部长）が代理出席）

消費者機構日本の磯辺浩一から板谷利彦（専務理事）への交代

日本労働組合総連合会から総合政策推進局総合局長の冨田珠代の新任

日本弁護士連合会の作間功から同連合会副会長の多川一成への交代

日本弁護士連合会の本林徹から同連合会元会長の菊地裕太郎への交代

日本弁護士連合会から同連合会民事司法改革総合推進本部副本部長の小野寺友宏の新任

懇談会幹事で日本経済新聞社編集委員の渋谷高弘の学識経験者枠の委員への新任

2 議事

1) 民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書（2013年10月30日）以降の達成・進捗状況について（報告）

懇談会最終報告書における各種提言に係る制度等の現況について鈴木善和事務局長から報告が行われた。

○鈴木事務局長 まず、最終報告書では、総論として「民事司法改革の実現にむけた取組の推進」の新たな段階に進むための第一歩として、「強力な検討組織の設置を関係機関に働きかけ、民事司法の利用者である納税者・国民に理解と支持を呼びかける」などとしている。

この関係では、2019年4月12日、いわゆる骨太の方針を受けて内閣総理大臣補佐官を議長とする「民事司法改革推進に関する関係府省庁連絡会議」が設置され、2020年3月10日に取りまとめがなされた。その報告内容については後に報告する。

最終報告書における各種提言に係る制度状況について報告したい。

まず、民事・家事・商事部会における各種提言の状況についてである。

証拠収集手続の見直しでは、民事訴訟法については新たな制度の導入には至っ

ていないが、特許訴訟では第三者意見募集制度、いわゆるアミカスキュリエが2022年に施行された。

また、実効的な執行制度としては、2020年に施行された改正民事執行法において、財産開示手続の拡充と、第三者情報取得手続が新設されている。

家事事件手続や家族法の関係で、家族法については、遺産分割制度の見直しを含む相続法分野の民法改正が2019年に施行されている。親子法関係では、特別養子関係の民法改正が2020年、生殖補助医療法が2021年にそれぞれ施行され、懲戒権の削除や嫡出推定の見直し等を含む民法改正については2022年臨時国会で成立している。

国際的な家事事件への対応では、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約、いわゆるハーグ条約について、日本では2014年4月1日に締約国となり、国内でも実施法を整備している。実施法については、民事執行法改正に合わせて、執行条件の緩和等の強制執行に関する改正が2020年から施行された。

商事事件国際化対応や、知的財産権及び企業秘密の適正な保護では、商事事件の国際化について、法制度面では、2022年施行の改正外弁法において、外国法事務弁護士等が手続を代理できる「国際仲裁事件」の範囲が拡大された。

商事事件の国際化対応の基盤面として、①2018年に大阪、2020年に東京にそれぞれ日本国際紛争解決センター（JIDRC）が、②2018年に日本仲裁人協会（JAA）内の委員会が運営する京都国際調停センター（JIMC-Kyoto）がそれぞれ開設された。

知的財産権の保護については、条約面では、TPP、日EU・EPA、日英EPAなどでいずれも知的財産章が定められている。

知的財産権の法制度面では、2020年特許法改正で、侵害訴訟における証拠収集手続として「査証制度」が導入された。また、2019年6月の改正独占禁止法の施行に併せて事業者の調査協力に際しての外部弁護士への相談についての秘密を実質的に保護することを企図した「事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件の取扱指針」が定められている。

ADRの充実・活性化については、2021年から2022年にかけて、法制審において仲裁法改正の要綱が取りまとめられ、認証ADRでの調停による和解合意に執行力を付与できる制度が提言された。ODRについても「ODRの推進に関する基本方針」が2022年3月に取りまとめられている。

次に行政部会の関係についてである。行政不服審査制度について、2016年に施行された改正行政不服審査法において公正性や実効性等の向上を図る改正がなされたが、残念ながらそのほかは新たな制度の導入には至っていない。

労働部会について報告する。最終報告書当時の労働審判の受付可能支部は東京・立川と福岡・小倉の2箇所であったが、現在は静岡地裁の浜松支部、長野地裁の松本支部、広島地裁の福山支部と合わせて計5箇所の支部において労働審判が行われている。

消費者部会関係では、適格消費者団体による団体訴訟制度を含む消費者裁判手続特例法が2016年に施行されており、その制度を利用しやすくするための法改正が2022年に施行された。

基盤整備・アクセス費用部会の提言について、弁護士費用保険は、2014年以降に保険の適用対象範囲を被害事故のみならず一般民事事件等にも拡大している。裁判所手数料、民事法律扶助については、基本的には大きな変化はないままだが、昨年のIT化関係の民事訴訟法改正において、IT化に関連した裁判所手数料の見直しがなされているところである。

司法アクセスを拡大するための情報提供の強化については、2022年より、法務省において「民事判決情報データベース化検討会」が設置され、法制化の検討が開始されている状況である。

法意識を育てる教育の拡充として、2022年4月から始まった高等学校における新科目「公共」の学習指導要領には、「私法に関する基本的な考え方についても扱うこと」との記載がなされた。また、同指導要領では「家庭」科目について、消費者教育の観点から契約の重要性や消費者保護について扱うことに関する記載がなされており、こうした趣旨を踏まえ、法曹三者では学校等への各種出前授業等の取組が行われている。

以上が、最終報告書における各種提言に係る制度等の現況である。

2) 第7回懇談会以降の日本弁護士連合会における民事司法改革課題への取組状況について（報告）

前回の第7回懇談会以降の日本弁護士連合会における民事司法改革課題への取組状況について、以下のとおり、日弁連の谷眞人事務総長から報告が行われた。

○谷日弁連事務総長 資料1-2「民事司法改革をめぐる日弁連の近年の取組状況」に沿って説明する。前回の懇談会が開催された2018年以降の動きを記載しているが、関係府省庁連絡会議やIT化については、後ほど、鈴木事務局長より、詳細な報告があるので、それ以外について簡潔に報告する。

2018年6月15日、いわゆる骨太の方針に、「司法制度改革推進法の理念に則り、総合法律支援など利用しやすく頼りがいのある司法の確保、法教育の推進などを含む民事司法改革を政府を挙げて推進する」との記載が盛り込まれた。

骨太の方針を受けて、2019年4月に「民事司法改革推進に関する関係府省庁連絡会議」が開催され、オブザーバーとして日弁連と最高裁も参加した。

2020年3月には、連絡会議において、IT化を含む民事司法制度の重要課題について今後の方向性や政策を示した「民事司法制度改革の推進について」が取りまとめられ、日弁連はこれについての会長談話を公表している。

なお、2018年7月からは、骨太の方針を受けて、日弁連・最高裁・法務省との間に、「民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会」が設置された。現在は、①情報・証拠収集ワーキンググループ、②家事ワーキンググループ、③障害者司法アクセスワーキンググループの3つが協議会の下に設置されており、各種の課題について協議を行っている。

次に、2022年2月の民事司法改革グランドデザインの改訂について報告する。民事司法改革グランドデザインは、民事司法改革の基本的視点と方向性を明らかにし、課題の全体像を把握するための基本文書という位置付けで2012年2月に作成された。その後、2013年10月、2018年1月、2022年2月に、改訂している。2022年の改訂では、2018年の改訂から実現した改革を踏まえ、IT・AIなどデジタル化社会の進展に伴って新たに生じた課題などを中心として、全体を見直した。

この他、日弁連では、民事司法に関して、3つの立法提言を取りまとめている。資料1-5においてまとめているが、1つは、民事訴訟における情報・証拠収集手続に関するものであり、2022年7月に「早期開示命令制度新設の立法提案」として取りまとめた。他の2つは、損害賠償に関するものであり、2022年9月に、「慰謝料額算定の適正化を求める立法提言」及び「違法収益移転制度の創設を求める立法提言」を取りまとめている。

「早期開示命令制度新設の立法提案」については、日弁連から委員として推薦している多川副会長から、「慰謝料算定の適正化を求める立法提言」及び「違法収益移転制度の創設を求める立法提言」については、同じく日弁連推薦の小野寺委員から説明する。

○多川委員 「早期開示命令制度新設の立法提案」について説明する。資料1-5を御覧いただきたい。早期開示の立法提案は、ドイツの民訴法を参考にしている。有名なアメリカのディスカバリー制度ほどではないが、民事訴訟の初期の段階で物件・証拠を包括的に収集できる制度として構想している。喩えとして、ディスカバリーが地引き網だとすると、早期開示は投網のようなものである。訴訟の初期段階で包括的な収集が可能になるので、審理が進んだ時点で新たな証拠が判明し、当事者がその時点になって法律構成やリスクの主張を変更することを防ぐこ

とができる。これによって民事訴訟の充実化・迅速化が期待できると考える。

具体的には資料記載のとおり、当事者は裁判所に対して主張と相当の関係を有する文書その他の物件について開示命令を相手方又は第三者に出すよう申立てをする。裁判所は開示命令を出すに当たって、文書等の範囲・費用・秘密保護措置等について当事者間に協議を行うよう命令できるものである。詳細は立法提案を参照されたい。この提案は、商事法務研究会に設置されている「証拠収集手続の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しのための研究会」にも資料として提出しているため、次回以降研究会でも議論される予定である。また、立法提案に関するシンポジウムも2月22日に予定している。

○小野寺委員 損害賠償制度改革について説明する。日弁連は2011年5月の定期総会で、「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」を採択している。これは、事案に応じて現在よりも高額な賠償が可能になるような損害賠償制度を提言してきた。その提言以来、損害賠償制度改革を民事司法改革の中で1つの重要テーマと位置づけている。

この立法提言については、これまで述べてきた損害賠償制度改革に関する意見を民法上の条項案として具体化してまとめた。2つの提言は、我が国の裁判などで認められている金額が必ずしも十分ではなく適正な被害回復が実現されていない問題意識に基づく。特に、ハラスメント、性暴力、名誉毀損、いじめなどは損害が賠償されていないという問題意識がある。「慰謝料額算定の適正化を求める立法提言」だが、具体的な考慮事由を民法の条文に明文化し、適正な賠償額の算定がなされる実務を促すものである。「違法収益移転制度の創設を求める立法提言」については、違法行為によって加害者が利益を得ている事案について、収益を損害賠償額に考慮できるように、十分な賠償を受けられるようにという趣旨のものである。

慰謝料額算定の適正化について概要を説明する。現行民法710条に、損害賠償額を定めるに当たって、①侵害行為の態様、②故意又は重大な過失の有無、③侵害された権利又は法律上保護される利益の性質、④当事者の関係といった考慮要素を入れ込んだ条項を新設するという提言である。背景として、わが国の損害賠償制度において慰謝料額認定が必ず十分でないことが、司法制度改革審議会の意見書や、日弁連が司法シンポジウムで実施したアンケート調査などで指摘されているところでもある。提言の趣旨に掲げるような考慮事由については現在の裁判例でも一般的に認められており、その中で特に重要なものを条文化している。考慮事由の条文化については、懇談会最終報告書の中でも、「裁判所の慰謝料額の算定を、被害者の精神的損害を慰謝するのに十分にするための方策」について、

法律の条文上に算定の要素を例示的に列挙することが有効だということが書いてあるので、そうした考え方も参考にしている。このような条文化によって、裁判官や弁護士といった法曹実務家が法改正の過程で意識を共有することによって、算定実務の見直しの期待ができる。

続いて、違法収益移転制度についても説明する。被害救済の充実・違法行為の抑止を目的とした制度である。裁判所は、侵害行為者が違法行為で収益を得ている場合は、その収益の全額又は一部を含めて損害賠償額を定めることができるとして、その額を定めるに当たっては、原告の損害立証負担を軽減し、最終的には双方の主張を踏まえて裁判所が損害賠償額を定めることができるという手続を提言している。現行民法の中にはないもので、踏み込んだ内容ではあるが、この提言をまとめるに当たって諸外国の例も参考にしている。決して特異な制度ではなく、諸外国でも見られる制度を日本の制度に導入することで損害賠償改革に資すると考える。

これらの提言を実現するために、法務省などの関係機関にも説明しているし、3月29日もシンポジウムを企画している。このような提言の実現に向けて取り組んでいきたいので御支援・御協力をお願いしたい。

○谷日弁連事務総長 最後に法律扶助制度改革について、担当副会長の菅沼副会長から説明する。

○菅沼日弁連副会長 資料1－6を御覧いただきたい。日弁連として全力でこの課題に取り組んでいる。最終報告書においても日本の法律扶助は「無利息の借金」という指摘がなされている。これを変革し、真のリーガル・エイドつまり「立替償還制から給付制へ」ということを掲げて取り組んでいる。日弁連としては、扶助改革実現本部を立ち上げてそこを中心に取り組んでいる。具体的にはこの課題について、まずは会内でもしっかり議論をしていき、対外的にも発信する。2月16日には「真のリーガル・エイドを実現するため」というテーマでシンポジウムを行うことを予定している。

あわせて、この課題を実現していくためには給付制実現のために法改正・予算が必要なので、国会議員への働きかけも重要である。また、総合法律支援を執行している日本司法支援センター、所管している法務省とも連携する必要がある。これらの関係機関と、現行の民事法律扶助の改革の要否やその方向性について勉強会を行っているところである。現在コロナ禍・物価高の状況で困難な状況に置かれているひとり親家庭の養育費事件について現状を確認し、何らかの改善ができるかという点について詰めた議論を行っている状況である。

○谷日弁連事務総長 以上が日弁連における取組の報告である。

3) 民事司法制度に関する近時の情勢について（報告）

近時の情勢について、鈴木事務局長から報告が行われた。

○鈴木事務局長 第7回懇談会では、2018年6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる骨太の方針2018において「司法制度改革推進法の理念に則り、総合法律支援など利用しやすく頼りがいのある司法の確保、法教育の推進などを含む民事司法改革を政府を挙げて推進する」との文言が盛り込まれた。その後、これを受けて、2019年4月12日、内閣総理大臣補佐官を議長とする「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」が開催されている。資料1-3を御覧いただきたい。

同会議では、内閣官房内閣審議官を議長とする幹事会が設けられ、具体的な課題について、幹事会における約1年に及ぶ検討の結果、2020年3月10日、「民事司法制度改革の推進について」が取りまとめられた。以下、それについて掻い摘まんで内容を説明する。

まず、「第2 民事裁判手続のIT化」についてだが、民事裁判手続等のIT化を進めるに当たっては、以下の点を検討する必要があるとしている。

「全面オンライン化」について、代理人として弁護士等が選任されていない本人訴訟について、IT機器を有していない本人やその利用に習熟していない本人に配慮した十分なサポート態勢を構築した上で、訴状等の書面をオンラインでの提出に一本化する全面オンライン化を実現することとし、もって、裁判IT化による利便性が広く共有され、多くの国民に行きわたるよう目指すべきであるとし、「全面オンライン化を実現する手法としては、民事裁判手続の利用者がオンラインでの手続に習熟しながら円滑に全面オンライン化が実現できるよう、段階的なオンライン化を図ることが相当である。」としている。

また、「オンライン手続の利用促進策について」では、「全面オンライン化を実現する過程においては、オンラインによる訴え提起と書面による訴え提起が併存することになるところ、全面オンライン化の円滑な実現という観点からは、民事裁判手続の利用者に向けて、オンライン手続の利用を促進する必要」があり、「法務省は、オンラインによる訴え提起の場合に、書面による訴え提起の場合と比較した手続上のインセンティブを設けることを検討するほか、民事裁判手続等のIT化に伴う訴訟費用制度全般の利便性向上のための検討を行うなど、オンライン手続の利用促進策を検討する。」としている。

また、「民事裁判手続等のIT化に伴う人的態勢整備について」では、民事訴訟法改正後の新しい制度に対応した新システムが導入されるとともに、このシステ

ムが適切に管理・運用されることが求められ、最高裁判所においては、改正後の新しい制度に応じた新システムを適切に導入、管理及び運用するために必要な人的態勢を整備することが期待される。

「民事裁判手続等のIT化に当たって必要な社会的基盤の整備」では、全面オンライン化を実現するためには、本人訴訟について、本人に配慮した十分なサポート態勢を構築することが必要不可欠である。その観点からは、最高裁判所において、民事裁判手続の利用者にとって使いやすいシステムを構築し、利用者の声を踏まえた不断の改善をすることが期待されることはもとより、適切な担い手による充実したサポート態勢を構築することが重要である。」とされる。

「IT化の将来的な方向性について」では、「民事判決情報の提供について」、法務省は、民事判決情報を広く国民に提供することについて、ニーズや隘路等につき必要な検討をする、としている。

次に、「第4 国際仲裁の活性化」について報告する。

ここでは、「基盤整備の取組継続の必要性」として、「我が国の民事司法制度の国際競争力を高めるために民事紛争に関する裁判外紛争解決手続（ADR）についても、改革に向けて必要な検討を加えることが求められる。国際仲裁の活性化に向けて、関係機関及び関係団体が連携して、施設整備・人材育成・国内外への周知啓発をはじめとする基盤整備の取組を継続すべきである。」などとされている。

「国内民事紛争の国際化への対応力を強化するための方策」では、在留外国人の国内民事紛争に関する司法アクセスを確保するための対応策として、関係機関の連携強化、と関係機関における多言語対応の充実が述べられている。

関係機関の連携強化としては、一元的相談窓口、法テラス、消費生活相談窓口、裁判所及び弁護士会といった関係機関の連携強化を図る必要、関係機関における多言語対応の充実について、「周知・広報の強化」、「対応言語の拡充」、「法廷通訳の質の確保」が挙げられている。

上記取りまとめを受けての最近までの情勢を報告する。

まず、法改正関係で、民事裁判のIT化について資料1－4を確認いただきたい。この図の下の欄「法規改正」にあるとおり昨年5月に改正民事訴訟法が成立し、2026年5月24日までに全面施行予定である。現在施行に向けて、最高裁判所において、民事訴訟規則の改正、オンラインでの訴訟提起などのためのシステムを検討中である。

なお、先ほどの連絡会議の取りまとめでは、段階的に「全面オンライン化」を目指すことが述べられていたが、改正民事訴訟法においては、弁護士などについてはオンライン申立てが義務化されているものの、本人訴訟については、オンラ

イン申立てと現在の訴状を裁判所に提出する方法での申立てが選択できるように定められている。改正民事訴訟法では、5年後の見直しが予定されており、引き続き最終的な全面的なオンライン申立てに向けての検討が必要になってくるものと思われる。

次に、「情報・証拠収集制度の充実」について、2022年3月24日の「民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会情報・証拠収集WG」において、「民事訴訟法制に関する検討事項について」が取りまとめられている。この取りまとめについて、商事法務研究会の「証拠収集手続の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しのための研究会」において検討がされている。この研究会については資料1の5の5を参照されたい。研究会の取りまとめを受けて、いずれ民事訴訟法改正につながるものと見込まれる。

「民事判決情報の提供」について、改正民事訴訟法の全面施行に合わせて、全ての民事判決が公開されるように、現在、法務省「民事判決情報データベース化検討会」において主として法制面での検討がなされている状況である。

最後に、自民党の「国民とともに民事司法改革を推進する議員連盟」について報告する。2022年3月に役員が改正が行われ、会長には引退された河村建夫元議員に代わって世耕弘成議員が就任された。2022年5月の勉強会では、骨太の方針に、「法律扶助の償還性を見直し、給付制度を導入する」との記載を求める要望書が取りまとめられている。2022年の骨太の方針には、「国民生活の安全・安心を確保するための施策として、総合法律支援の充実・強化」が明記されている。

4) 日弁連開催のシンポジウムに関する共催・後援について

日弁連が開催する①法律扶助シンポジウム「真のリーガル・エイドを実現するために」（2022年2月16日開催）、②早期開示命令制度新設の立法提案に関するシンポジウム（2022年2月22日開催）、③民事司法改革シンポジウム「実効性ある民事裁判制度実現のためにー損害賠償制度改革の課題と展望」（2022年3月29日開催）についてそれぞれ谷日弁連事務総長から説明があり、①については後援、②・③については共催することについて承認された。

5) 意見交換

○議長 それでは残りの時間で、これまでの報告議題への質疑応答や意見交換を行いたい。

○フット委員 IT化に関する説明を聞いたが、ODRの導入に向けた検討につい

て、日本における議論はどのくらい進んでいるのか。

○出井事務局次長 ODRについては、何をもってODRとするかにもよるが、まず現在色々なところでやっているのは、従来のADRをオンライン化するODRがある。この議論が始まった時にコロナになったので、やむを得ず和解斡旋手続や国際仲裁はオンラインでできるようになった。

それにとどまらず、チャットベースで紛争解決するものもある。かつ、相談から交渉、第三者の和解斡旋調停までシームレスにやるODRというものもある。こういうODRはADR機関に申し立てて相手方が応じるのではなく、チャットベースなので手続によらずにプロセスが進行し、諸外国で盛んになっている。内閣官房の「ODR活性化検討会」、法務省の「ODR推進検討会」でもこうした制度を根付かせていき、司法アクセスを格段に改善するという方向で動きが進んでいる。

日本では緒に就いたばかりなので、現在実証実験を行うことをしており、日弁連でも努力しているところである。紛争解決・リーガルプラクティスの在り方を大きく変えうる、格段に改善しうるものとして注目すべきものと思っている。他方、弁護士がどう関与していくかという問題もある。コストの問題もあるのでこれから議論しなければならない。

○渋谷委員 IT化のスケジュールについて御説明をいただいたわけだが、昨年「ビジネス・コート」ができた際に取材をし、ビジネス・コートがIT化を重視した裁判所だという説明を受けて感銘を受けた。新しい「ビジネス・コート」に入っている知財部・商事部・倒産部という3つの分野でIT化を含めたビジネス訴訟をやるということ。特許・知財・民事、とりわけ会社法に関してはIT化が進むと聞くが、倒産分野はIT化の進展がないと聞いている。新しいビジネス・コートには債権者集会を行う部屋があるようだが、ITのデバイスは無いただの部屋だった。ここはIT化の予定がないのかというと、今のところないという回答だった。何故倒産分野だけIT化が遅れているのかという点は、記事でも問題提起した。その点についてどのような問題認識かをお伺いしたい。

○杉村日弁連事務次長 IT化を担当しているため回答する。法制審議会には、民事訴訟法とは別に各種のIT化を検討している部会がある。民事執行・民事保全・倒産・家事事件といったものについてのIT化の法制面を議論している部会である。既に中間試案へのパブリックコメントも終了しており、今後要綱案が取りまとめられる見通しである。その中で、申立等についてインターネットを使うこと、提出された書面の電子化、様々な期日が電話会議・ウェブ会議でできるようになること、各種の手続の特色に応じた電子化に関する提案がなされている。

法制化が進んだらその後のシステム構築の話も進み、他の分野のIT化も進んでいくものと見られる。

○**渋谷委員** 徐々に進んでいくということで理解した。

○**斎藤委員** IT化の議論は大詰めを迎えている。法制審総会で2月に要綱が確定するとすれば、今年の通常国会に法案が出てくる可能性もある。現在は民訴が先行していて、最高裁もシステム作りやサポート態勢について議論している。それを追いかけるような形、つまり民訴におけるシステムを有効活用し、若干カスタマイズしながら倒産等でも使えるようにしていくという流れが想定される。

○**議長** IT化には賛成だが、懸念がある。府省庁連絡会議の取りまとめにもあるように、「国民の司法アクセスが後退しないようにすることが必要」という記載があるがこれは当然である。デジタル・ディバイドがあるため、司法アクセスがかえって後退してしまう懸念があるからだ。その後「IT機器を有していない人やその利用に習熟していない本人に配慮した十分なサポート態勢を構築した上で、訴状等の書面をオンラインでの提出に一本化する全面オンライン化を実現する」とある。これはマイナンバー制度もそういう書き方をしている。ちゃんと配慮はするが、だけど一本化する。一本化ばかりが前面に出てきて戸惑う人が多くてIT化を進めることに却って弊害が出ている。

弁護士にも関係あると思うが、インボイス制度の関係で、消費税の適格者の登録申請をしないといけない。課税事業者は皆やらないといけないが、登録状況ははかばかしくない。今まで免税事業者だった人が課税事業者になるかどうかは、選択の問題なので悩んだらいいと思うが、課税事業者は登録義務を課せられている。しかし登録状況ははかばかしくない。どうも登録申請方法のデフォルトがオンラインになっていることが背景の一つにあるようだ。通知を見ると、まずマイナンバーカードでオンラインにより登録申請しなさいとあり、それがよく分からない人はスマホとマイナンバーカードを持って税務署に来なさいとある。オンライン以外に書面郵送による登録申請もあるが、通知の最後の方に記載されていて目立たない。ぱっと通知を見ると、難しいオンラインで大変だと思ってしまう。スマホは持っているがオンラインで手続きできる人は中小企業には必ずしも多くないのでは。税理士に頼んでいけばいいが、そうでない中小・零細企業は難しい。

登録申請方法のデフォルトを書面郵送にしておいた上で、でもオンラインの方が便利ですよと誘導すればいいのに、役所はオンラインの方を前面に出し、そちらが優先になって書面郵送方式をを例外扱いのようにしてしまうので、戸惑いが広がる。マイナンバーカードも保険証に一本化すると岸田さんが言った時、カードを持たない人にも配慮すると言っていたが、結局は実質強制化になることが危

惧される。現に、従来の健康保険証のみの人の窓口受診料に6円上乗せする話も出てきた。マイナ保険証を使うには医療機関は機器を整備する必要があるなど物入りなのに、どうして従来の保険証の方を高くするのか理解できない。それは違うのではないか。一本化する時にオンライン利用者にインセンティブを与えるのはいいが、そうではなくて既存の人に不利益を与えるのはよくない。こういうことをやってきているので、司法のIT化でもそれが心配。司法へのアクセスを阻害するのではと懸念している。

○杉村日弁連事務次長 民事訴訟のIT化の改正の際には、全面的なオンライン化ということでIT弱者が取り残されるのではという懸念については議論があった。その結果、今回の改正では、本人訴訟の当事者にもオンライン申立てを義務化するというものではなく、訴訟代理人は義務化するが本人は書面・オンラインを選べる法律になっている。そのような形で段階的に（オンライン化が）進んでいくものである。

インセンティブについては、民訴の建て付けとして、従来の書面で申立てを行う本人の方が不利にはならないようになっている。インターネットを使う場合は紙よりも手数料が少し安くなるという趣旨の改正。少しというのは、1100円なのだが、これで果たしてインセンティブなのかどうかの議論はあるが、既存のやり方をする人が手数料で不利を被るようにはなっていない。

日弁連においては、できるだけ使いやすいシステムにしなければならないということで、最高裁と定期的にシステムの中身を詰めるための協議をしている。民訴法改正の附帯決議にもあるが、IT弱者の司法アクセスに支障がないように、「本人サポート態勢」を法曹関係者においてしっかりやるようにということも指摘されており、その在り方についても法務省・最高裁・法テラス・日司連とも関係団体での協議をしていく予定である。日弁連内でも、弁護士会としてどういうサポートしていくのかの議論もしていくことになる。

○議長 今の御説明のようになれば問題ないが、行政機構は往々にして違う方向に行きそうな懸念がある。

○有田委員 今のことに関連してだが、主婦連も声明を出している。法曹関係者、弁護士で特に高齢者の方はITに手慣れていないこともあると思うが、弁護士会では、そういうことに慣れてない人をバックアップすることは考えているのか。

○杉村日弁連事務次長 資料1-4を御覧いただきたいが、本格的に裁判がIT化する前段階として、ウェブ会議による争点整理を行う「フェーズ1」においてMicrosoftのTeamsを使ってのウェブ会議や、mintsというシステムを使ってPDFになっている書面を、インターネットを通じて裁判所に提出することができ

る。これは、本格施行する前の練習的な側面がある。御指摘のとおり、弁護士の中にも、ITが苦手な弁護士がいるのは事実なので、裁判所に説明会をしていただいたり、各弁護士会でも説明会を催したり、動画を使ったりと工夫して、代理人である弁護士がきちっと使えるように努力しているところである。パソコン教室のようなものを開いている弁護士会もあると聞いている。

○**阿部委員** IT化の意義には疑問がある。まず、電話会議を中心にして、証拠の原本確認の時だけ出て行けばよいことにすべき。また、釈明で出廷する際に膨大な記録を持って行くが、そのほとんどを使うことがない。まず釈明の前に釈明したいことと、その釈明と証拠との対応関係を明確化させておくべき。そもそも書面で釈明すれば行く必要もない。IT化というならなおさらそうすべき。今騒がれているIT化の中身は結局書面をPDFにして送ること。ところがPDF化しても容量オーバーで不達になってしまった場合に、システムの容量上限に収まるようにそのPDFを分割しなければならない。また、PDFにするのも大変な分厚い証拠を送ってこられたら、PDFだとしてもそれは結局紙にしないと読めない。裁判所だってPDFのまま仕事しにくいのであれば、結局紙に戻すのか。むしろ従前通り紙で郵送もしくはファックスで送った方が仕事の効率もいいのではないか。もらった方がコピーするのは面倒で仕方がない。IT化に躍起になるよりも、当事者の立場で審理の効率化を図った方がいいのではないか。釈明の効率化と釈明内容の事前共有、証拠の原本確認と証人尋問以外は裁判所に集まらずに可能な限り電話会議にするというのでいいのではないか。この考えは間違っているのだろうか。

○**斎藤委員** 言われているところはごもっともと思っている。電話会議は使おうという話になっているはずだが。

○**阿部委員** 今日の裁判ではダメと言われた。何をやると聞いたら結審するので、という話だったが。

○**斎藤委員** 出廷することも権利なので、行きたい人は行ってもいい。

○**阿部委員** 出たくないと言った。結審は電話でできるのではないか。

○**斎藤委員** 認められるはずだとは思う。これからの運用次第かもしれない。

○**阿部委員** 書記官は裁判官の裁量だと言ってきたが、裁判官の裁量は合理的でないといけな。要らぬ負担を当事者に課すのは裁量の範囲外である。そういうルールを法律か規則に書くべき。

○**議長** 阿部委員の言われたような、必要のない会議で出廷しないというのも現行ではできるのか。

○**斎藤委員** 今でもTeamsを使うことで、出廷せずにかかなりの事件をウェブ会議で

進めることができる。

○議長 それはビデオも使えるのか。

○斎藤委員 音声だけでもできる。ウェブが使えない人は電話会議もできる。

○議長 選択制ということと理解した。

○阿部委員 しかしそれを裁判官の裁量で認めるということになると、頭の硬い裁判官は出廷を求めるかもしれない。

○斎藤委員 争点整理はウェブ、証人尋問はリアルという声が強まっている。運用の中で問題点が出てきたらそれを裁判所に提起していくことが大事。

○阿部委員 PDFで大量の書面を送ってきてもデバイスの画面では読み切れずに印刷することになると大変である。電子で証拠を送る際のページの上限を定めるべきではないか。

○斎藤委員 裁判所としては証拠を厳選してほしいということを考えているようだ。それが双方にとってもよいということ。

○阿部委員 冗談ではない。恐らくここにいる弁護士の皆さんは自分のように今現在も事件を多くこなしていないので、実情を理解されていないのではないか。IT、ITと騒ぐよりも、今困っていることを解決することがむしろ先ではないか。給付制の話が出たが、法テラスは行政不服審査を対象にしていない。法務省への付度ではないかと睨んでいる。「行政の 暗闇照らさぬ 法テラス」だと昔から言っている。行政不服審査も対象にして、給付制にして、弁護士報酬も適正化すべき。

また、IT化という前に提訴手数料をタダにすべき。提訴手数料が高くて当事者が降参している現状がある。こういう実情が分からずにIT化に時間をとられるのはいかがなものか。(司法制度改革における)裁判員裁判も、最高裁改革を恐れた最高裁や法務省が張った煙幕ではないかと個人的には睨んでいる。高裁で覆るような裁判員裁判よりも、参審制にして弁護士や学者を入れてチェックするシステムの方がいいのではないか。

○議長 議題への質疑をしているので少し戻したい。弁護士がITに弱いのではという指摘があったが、そういうこともあるのかと思う。インボイスの件でも触れたが、実は税理士にもIT化に対応できない人がいる。税理士はみんなやれるという建前で国税庁は言っているが、税理士も高齢化しているので難儀している。税理士に頼んでも進まない状況がある。国税庁のメッセージは、「オンラインで登録してください。オンラインができない人はスマホとマイナンバーカードを持って税務署にきてください。それ以外で相談したい人は前もって税務署に予約してください」となっていて、オンライン以外の人の肩身が狭くなるように仕組ん

でいるように思える。そんなことをやっているとますますデジタル・ディバイドの弊害が進む。インボイスの登録が進まないのはそのあたりの背景があると思っている。こうした制度設計の際に望ましいのは、基本的にはオンラインでも書面でもいいが、オンラインの方が便利のように仕組みで、自然に一本化する方がいいのではないか。

I T化先進国としてエストニアが例に出されることがある。エストニアでは3つのことでしか役所に行かなくていい。それは結婚・離婚・不動産売買である。しかし、事情に詳しい人に聞いてみると、対面の手続きも並行して残っていて、決して3つのこと以外は役所に来てはいけないということではないそうです。時間がかかるかもしれないが、自然に一本化するのを待つ方がよいのではないか。

○**齋藤委員** 訴訟代理人の弁護士については義務化、本人は任意という建て付けではあるが、弁護士についても高齢弁護士に対しては事務職員のサポートを認めるという形になっている。また、本人でI Tを使いたい人へのサポートをどうするか。紙でもできるが、裁判所に行くのが大変なのでI Tを使いたいという人へのサポートをどうするかは重要な課題だと考える。

○**中本委員** 弁護士人口はここ10年で倍増している。そういった増加傾向の世代で入ってきた弁護士は基本的にはI Tを使うことの問題はない。弁護士会全体として心配する必要はないと思う。韓国も10年前からI T化を進めている。韓国の法律事務所を視察したが、(書面の電子)提出は事務職員が行っていた。年配の先生方は若い先生にやってもらうか、そういったアソシエイトがいない場合は採用する事務員が(I Tスキルを)習得してやれるのでそれほど心配をしなくてもいいのではないかと考えている。だから弁護士には提出を義務付けるということについて、実態的にもそこまで心配しなくてもよくなっているのではないかと。

○**阿部委員** 別に機器が使えないとかそういう話をしているのではなく、あまりにも馬鹿馬鹿しいということ。結局(電子で証拠等を送付されても)印刷の苦勞が生じる。(P D Fを表示するデバイスの)画面だけ見て判決を書けるのか。画面1枚なので記録も1点しか見られないが、複数の記録を交差しつつ見ていく必要がある。紙ベースでないといい判決も書けないのではないかと。そんなことであれば、最初から紙で送ればいいと思っている。無駄な時間を使う必要はない。

○**議長** 今の若い人はペーパーレスでやれるのだと思う。

○**有田委員** 別の件で質問したい。扶助改革について、今後の流れはどのようなものになるのか。

○**菅沼日弁連副会長** 制度自体を変えていく必要があるということを経験した。今後様々な場で議論をしていくわけだが、立替償還制として運用されている現行の扶助を少

しでも利用者の負担を軽減して利用しやすいようにするための改善策も並行して検討していく。大きな制度改革は一朝一夕でできるわけではないが、様々な場で議論することが必要だと思っている。他方、現行の扶助の運用改善は、現に困っている利用者の人たち、利用できなくて紛争解決できない人たちがいるので、関係諸機関と連携しつつ少しでも利用しやすくすることができるように努めてまいりたいと考えている。

○有田委員 例えば、一人当たりの平均でどれだけの法律扶助が受けられるのか。

○菅沼日弁連副会長 離婚調停事件でいうと、着手金の段階で約14万円を法テラスが立て替えて、利用者の方は法テラスに債務を負うことになるので、毎月5千円から1万円ずつ償還していくことになる。事件が終了すると、とれたものの1割が弁護士報酬になるので、相手からとれたものがあれば、そのうちの1割が天引きされる。

○議長 時間も迫っているので議題への質問や意見交換は以上としたい。最後に、阿部委員から提出された資料について簡潔に御説明を願いたい。

○阿部委員 提出資料には色々書いているが、是非ともお読みいただきたい。裁判官が法務省の現職の役人をやって何故高給を貰えるのか。法務省に出向している裁判官に高給をやるべきではない。彼らを普通の公務員と同等として扱えば、裁判官という身分で高給をもらえなくなり、そうなれば裁判官も出向はしない。そうすれば事務総局支配もなくなる。そういう基本から叩かないといけない。刑事訴訟法も行政事件訴訟法も、結局裁判をやる裁判官が法務省で法制を作るので自分に不利なものは作らない。再審法を作ってほしいと鴨志田弁護士が言っているが法務省は抵抗している。検事として再審させないように（出向中の裁判官が）頑張っているわけだ。行政事件訴訟法だって、被告代理人の法務省が作るので、負けないような裁判制度にする。こんなイロハが分からないと司法改革はできない。そういうことを分からないとただの空念仏になる。基本からやらないといけない。行政の腐敗・司法の腐敗ということを言っているが、「日本腐敗列島」という本を出そうかと思っている。その筆頭が裁判所。裁判所が腐敗している・行政が腐敗していることを突きつけないと全然よくなる。そういった基本からやっていきたいと思っている。読んでいただければと思う。もし、『民事司法改革グランドデザイン』を改訂することがあれば是非担当させてほしい。

○議長 役人をやっている時に旧自治省にいたが、税務の訴訟で被告になった。国側の弁護は訟務検事で、裁判所から出向している。率直に申し上げると旧自治省がかなりひどいことをやっていた。租税法律主義に违背することで、通達で税制を決めるようなものだった。担当課長になってみて、これはひどいなと思って改

正の準備をしていたが、訴訟については、訟務検事は黒を白と言いくるめるように勝訴した。国民の視点に立つと、こんなことではいけないと実感したものである。裁判官が訟務検事になって法務省に出向する仕組みはよくないと思う。民事司法を公正にする、行政訴訟を公正にすることが必要という点は阿部委員と意見が一致している。提出資料には書いてあるのでできれば是非読んでほしい。

3 閉会

○議長 総括する。様々な御説明をいただき、民事司法のIT化、オンライン化に関しても意見が出た。とても重要な問題だと思っている。司法のアクセスを便利にする、現場を効率化するというと変だが、質の高い裁判になればいい。お役所がどうしても脇目もふらずにやるようになりがちなので、そこは是非注意をしなければならない。

こういう話があった。マイナンバーカードを取得せよということを国が一生懸命PRしているが、新たに住民の取得率に応じて自治体ごとに交付税に差をつける方針だという。でも、こんなことは違法である。国民がマイナンバーカードを取得することと、地方財政の交付税制度は全く異質なのにそれを絡めようとしている。このことの結果、現場で何が起きているかという、西日本のある市ではマイナンバーカードの取得を、学校の給食費の無償化の条件にしようとしている。子どもに至るまで家族全員がマイナンバーカードを持っていない家庭は、給食費無償化の対象としない、というようなことを平気でやろうとしている。どうしてこんなに質が悪いのだろうと、長年地方自治をやってきた者としてしょげている。ともあれ国が張り切って号令をかけるとそういうことが起こってしまう。司法でもそういうことが起こりかねないので十分注意が必要。弁護士会の皆さんにも是非注意をしてほしい。

○議長代行 コロナ禍にも拘わらず多くの方に参加いただきありがとうございます。懇談会が開かれない間にも、最終報告書で挙げた諸課題につき、日弁連の方でIT化の推進など、努力して成果をあげられているということで安心した。この後も懇談会が休眠にならないように、頻繁には言わないが開催を続けてほしいと思っている。

以上